

教育制度論
第 8 テーマ 義務教育制度
義務教育の主要法規と基礎原理および類型

日付：

I 公教育および義務教育原理の変遷(第5テーマ参照)

1 公教育の系譜(概要)

1) 近世までの公教育の原理

- ・国家(など)が国民(など)へ教育を強制する。
- ・国家のための人材を育成する。

2) 近代公教育(フランス)の原理

- ・国家などが国民の人権(教育の自由)を保障する。
- ・国家などは、教育について最低限の条件整備をする。

3) 現代公教育の原理

- ・国家などが国民の人権(教育を受ける権利)を保障する。
- ・国家などは、教育の保障のため積極的に関与・行動する。

2 義務教育の原理の変遷(概要)

1) 近世義務教育の原理

- ・「義務教育の目的は、国家のための人材を育成すること」とすると……
- ・義務教育の「義務」の意味は？ 誰が、誰に対してこの義務を負うか？

2) 近代義務教育の原理

- ・「義務教育の目的は、国民の教育の自由を保障すること」とすると……
- ・義務教育の「義務」の意味は？ 誰が、誰に対してこの義務を負うか？

3) 現代義務教育の原理

- ・「義務教育の目的は、国民の _____ を保障すること」とすると……
- ・義務教育の「義務」の意味は？ 誰が、誰に対してこの義務を負うか？

II 現代日本における義務教育の規定

※以下の条文における下線は、すべて引用者による。

※条文中における……は、(中略)を意味する。

※条文中の漢数字は、算用数字に置き換えた。

・日本国憲法

- ・第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ・同条の 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

・教育基本法

- ・第 4 条(教育の機会均等)
すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- ・同条の 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- ・同条の 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。
- ・第 5 条(義務教育)
国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- ・同条の 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- ・同条の 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- ・同条の 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

・学校教育法

- ・第 6 条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校……特別支援学校……における義務教育については、これを徴収することができない。
- ・第 16 条 保護者……は、次条に定めるところにより、子に 9 年の普通教育を受けさせる義務を負う。

- ・第 17 条 保護者は、子の満 6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校……特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程……特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満 15 歳に達した日の属する学年の終わり……までとする。
- ・同条の 2 保護者は、子が小学校の課程……特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校……特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。
- ・同条の 3 (略)
- ・第 18 条 ……保護者が就学させなければならない子……で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、……義務を猶予又は免除することができる。

【参考】 義務教育の就学猶予者、免除者の人数

- ・第 19 条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。
- ・第 20 条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によつて、当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。
- ・第 21 条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法……第 5 条第 2 項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
(全 10 項目。以下略)
- ・第 38 条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。
- ・第 49 条 (第 38 条の中学校への準用)
- ・第 80 条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第 75 条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

Ⅲ 義務教育における「義務」の意味

・就学義務

・学校教育法第 17, 18 条(憲法第 26 条)(教育基本法第 5 条)(学校教育法第 16 条)

→学校教育法第 114 条 ……義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、10 万円以下の罰金に処する。

(・義務教育の無償)

・憲法第 26 条の 2、教育基本法第 5 条の 4、学校教育法第 6 条

※教科書無償措置法(略称)第 3 条

・援助(就学保障)義務

・憲法第 26 条、教育基本法第 4 条の 2, 3

・学校教育法第 19 条

※特別支援教育就学奨励費制度(国、地方公共団体)、生活保護法第 13 条(教育扶助))

・設置義務

・学校教育法第 38, 49, 80 条

・☆義務を課されるのは? 都道府県…… 市町村……

(・避止義務)

・学校教育法第 20 条

※憲法第 27 条(抜粋) ……児童は、これを酷使してはならない。

※労働基準法第 56 条 使用者は、児童が満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまで、これを使用してはならない。

・同条の 2(条文略) 前項の例外、13 歳以上および 13 歳未満の使用について

2 義務教育の類型(第 5 テーマ再掲)

・年齢主義……一定の に達すると義務教育が修了する。

・年数主義……一定の を経ると義務教育が修了する。

・課程主義……一定の を終わると義務教育が修了する。

(・内容主義)……一定の教育内容を修得すると義務教育が修了する。

・教育義務…… を受ける(受けさせる)(する)ことを義務とする。

・就学義務……所定の学校に する(させる)ことを義務とする。

(・通学義務)……所定の学校に する(させる)ことを義務とする。

(・課程修了義務)……一定の教育課程を修了する(させる)ことを義務とする。

・義務の帰属……誰が、どこへ、何を(何に対して)負っているのか。